

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
生野工業高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算の決裁を行わなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、未精算のものが15件あった。</p> <table border="1" data-bbox="528 552 1590 911"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>件数</th> <th>旅費支給額 (総額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県姫路市</td> <td>令和5年10月18日</td> <td>1件</td> <td>3,960円</td> </tr> <tr> <td>兵庫県姫路市</td> <td>令和5年11月22日</td> <td>2件</td> <td>5,080円</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>令和5年11月22日</td> <td>6件</td> <td>14,387円</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>令和6年1月31日から 同年2月2日まで</td> <td>6件</td> <td>311,956円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	件数	旅費支給額 (総額)	兵庫県姫路市	令和5年10月18日	1件	3,960円	兵庫県姫路市	令和5年11月22日	2件	5,080円	滋賀県	令和5年11月22日	6件	14,387円	東京都	令和6年1月31日から 同年2月2日まで	6件	311,956円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第47条関係 1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</p> </div>
出張先	出張期間	件数	旅費支給額 (総額)																			
兵庫県姫路市	令和5年10月18日	1件	3,960円																			
兵庫県姫路市	令和5年11月22日	2件	5,080円																			
滋賀県	令和5年11月22日	6件	14,387円																			
東京都	令和6年1月31日から 同年2月2日まで	6件	311,956円																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年12月10日）